

新型コロナウイルス感染症対策に関する意見書

中華人民共和国湖北省武漢市を中心に発生した新型コロナウイルス感染症（COVID-19）は、いまだに治療法が確立されていないこと等から世界中で感染が広がり、日本企業の活動停滞や訪日旅行客の減少など日本経済に影響を及ぼしている。

政府においては、「新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令」を施行し、感染拡大防止に努めているが、感染していても症状が出ない「無症状病原体保有者」も確認され、市中感染も拡大している等、状況が刻々と変化している。

感染予防として、マスクの着用や消毒液の使用を周知しているが、品切れにより予防措置が困難となっている。また今後の状況によっては医薬品や診療材料に不足が生じる事態が予想される。

本市では今後、速やかに感染予防対策を講じられるよう対策本部を設置した。また感染拡大を予防するため、市主催のイベントの中止を検討するなど対策強化を進めているところである。

国においては国民の安全・安心を守るため、地方公共団体・医療関係者等の関係機関と連携し、さらなる感染拡大防止対策等への取り組みが必要である。

よって、本市議会は国に対し、下記事項について早急に対応を図るよう強く求めるものである。

記

- 1 感染拡大の防止に向けたワクチンの開発や治療法の確立に早急に取り組むこと。
- 2 医薬品・防護用具等、必要な医療物資の全国的な生産・供給調整について、国の責任において、在庫量の不足や偏りを早期に是正すること。とりわけ、医療機関などにおける医療提供体制に支障が生じないように、医療物資の供給に万全な対策を講じること。
- 3 国民、地方公共団体に対し、正しい情報を迅速に提供し、感染者の人権に配慮した情報公開の基準を策定すること。

4 観光関連をはじめとする地元産業への風評被害等を防止するため、国の責任のもと必要な対策を講ずること。

5 地方公共団体の新型コロナウイルス感染症対策に対し、国の責任において十分な財政的支援を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年2月25日

千葉県松戸市議会

内閣総理大臣 あて

財務大臣

総務大臣

文部科学大臣

厚生労働大臣

経済産業大臣

内閣官房長官

衆議院議長

参議院議長